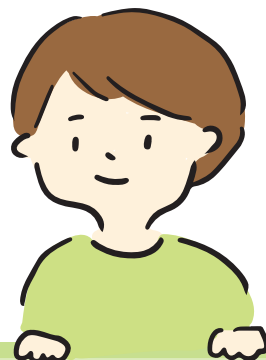


菊陽町人権教育・啓発

基本計画（改訂版）

令和3(2021)年度から令和12(2030)年度まで

がいようばん
概要版



「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす『第35回菊陽町人権子ども集会』の様子

平成18(2006)年に、町民一人ひとりの人権を尊重する社会づくり、また、町民一人ひとりが人権尊重の視点に立って考え、行動できる社会を目指して「菊陽町人権教育・啓発基本計画」を策定しました。

近年の社会情勢の変化や国民の価値観の多様化により、人権問題も複雑多様化しており、引き続き人権教育・啓発を総合的かつ効果的に行っていくため、社会的背景、国の動向、町民人権意識調査の結果などを踏まえ、令和3(2021)年3月に内容を改訂しました。

令和3年3月
熊本県 菊陽町

基本理念

人権という普遍的な文化の構築の主演は町民一人ひとり

町民一人ひとりが互いの個性を尊重し、互いの違いを認め合い、共に支え合うことを通じて、豊かでゆとりのある人権文化が定着するよう、人権教育・啓発の取組を推進します。

目標

人権を尊重する社会づくり

町民一人ひとりが日常生活のあらゆる場面で人権尊重の視点に立って考え、行動できる、人権尊重の精神に満ちた社会を目指します。

人権問題の課題と取組

【部落差別（同和問題）】

33年間にわたり地域改善対策事業が行われ、生活環境の格差が改善されましたが、結婚や土地・住宅の取得の際などに忌避意識や差別が残っています。さらに、情報化の進展に伴い、インターネット上の悪質な差別書き込みなど新たな問題も発生しています。

- 部落差別の問題を正しく理解する人権学習の充実
- 差別事象が発生した場合の相談支援体制の充実
- 関係機関との連携の強化



【女性の人権】

ドメスティックバイオレンスや各種ハラスメントに対応する相談窓口が不足しています。また、性別による男女の固定的な役割分担意識（男は仕事、女は家庭という考え方など）が根強く残っています。

- 公的機関の相談窓口の周知
- 法制度の順守やすべての人が公平に能力を発揮できる環境の実現など、企業に対して人権に関する社会的責任の啓発
- すべての人が、互いを尊重する意識を醸成し、仕事と家事・育児を両立して助け合うことができる社会づくり



【子どもの人権】

子どもたちの間の「いじめ」や、家庭内・学校で起こる児童虐待・体罰は、生命にもかかわる重大な人権問題です。

- 子どもたちの「いじめは許さない」という意識の醸成
- いかなる理由があっても虐待や体罰は許されないことを、すべての人の共通認識とする啓発



【高齢者の人権】

家庭内や病院、福祉施設などで劣悪な処遇や虐待が起きないよう、高齢者の尊厳が守られ、生活しやすい環境を整備する必要があります。

- 高齢者虐待の発生予防、早期発見の体制づくり
- 高齢者に対する尊敬や感謝の心の育成
- 超高齢社会に関する基礎的理解の促進



【障がいのある人の人権】

障がいのある人の身に起きている差別を知り、障がいや障がいのある人に対する認識と理解を深める必要があります。また、障がいのある人が自立して生活しやすい環境を整備する必要があります。

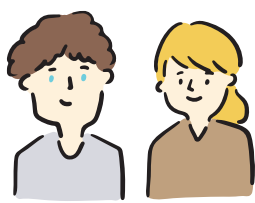
- 障がいや障がいのある人への理解を深める研修会や体験学習などの実施
- 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの配慮など、障がいを理由に行動が制限されることのない環境の整備



【外国人の人権】

言語や風習、生活習慣の違いで住民間の理解が進まないことがあります。また、特定の民族や国籍の人々が排斥される差別的言動（ヘイトスピーチ）や、外国人労働者や技能実習生が劣悪な労働・研修環境に置かれることが問題となっています。

- 各種手続きを多言語で対応するなど暮らしやすい環境づくり
- 外国の文化などを紹介するなどして互いの理解の促進
- 外国人の労働者も、日本人の労働者と同じく企業を支える大切な存在であることの啓発



【ハンセン病回復者及びその家族の人権】

ハンセン病は治療方法が確立しており、現在、国内ではほぼ感染・発症することがない病気ですが、誤解や知識不足から、回復者やその家族に対しての偏見や誹謗中傷がたびたび起きています。また、国が当時の患者を強制隔離した問題について、いまだすべてが解決されているとは言えません。

- 感染力が極めて弱く、現在では完治する病気であるという正しい知識の普及・啓発
- 当事者などの話を聴き、差別に苦しむ人の気持ちを考え、国が行ってきた誤った施策による偏見や差別を解消する教育・啓発



【水俣病をめぐる人権】

現在、国や県の対策により水俣湾には安全宣言が出されていますが、風評による偏見や差別の問題が生じています。

- 水俣病の正しい知識の普及・啓発や、水俣病問題についての歴史的経緯の周知
- 水俣病問題の「語り手」や「伝え手」（地域住民や支援者など）から直に話を聴き、差別に苦しむ人の気持ちを考え、偏見や差別を解消する教育・啓発



【感染症・難病等をめぐる人権】

治療法が確立していなかった頃の古い知識や、不正確な情報により、病気に感染した患者やその家族を過剰に恐れ、排除しようとする人がいます。また、治療に関わる医療従事者に対しても嫌がらせや差別が起きています。

- 感染症・難病についての正しい知識の普及・啓発と、最新の情報の周知
- 病気を原因として、人権について不安に感じた際の相談・支援体制の強化

【インターネットによる人権侵害】

インターネット上でも日常生活と同じく人権が守られなければなりません。匿名性を悪用した様々な事件が起きています。

- インターネット上においても、誹謗中傷などで他者を傷つけたりすれば犯罪につながるというものの啓発
- 被害者にも加害者にもならないよう、インターネット利用の際のモラルやルールについて学ぶ機会の提供



【性的指向・性自認に関する人権】

性的指向・性自認についての理解が進んでおらず、性的マイノリティ（LGBT等）の人々に対しての差別的言動や、いやがらせ、いじめなどが起きています。

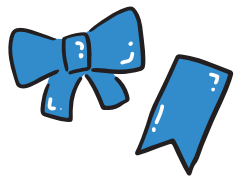
- 多様な性のあり方についての理解促進に向けた講演会や研修会等の実施
- プライバシーに配慮した相談・支援窓口の充実



【拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害】

北朝鮮当局による日本人拉致は重大な人権問題ですが、年代によって関心度合いに差があります。

- 国や県と連携した、幅広い年代への正しい知識の普及・啓発と情報の周知による、拉致問題についての関心の喚起



【様々な人権問題】

犯罪被害者等の人権	ハラスメントによる人権侵害	アイヌの人々の人権
ホームレスの人権	刑を終えて出所した人の人権	災害と人権

じんけんきょういく けいはつ すいしん

人権教育・啓発の推進

ぎょうせい がっこう ほいくしょとう かくしゅだんたい じぎょうしゃ こうむいんとう じんけん かか ふか しょくぎょう じゅうじ
行政・学校・保育所等・各種団体・事業者・公務員等の人権に関わりの深い職業に従事する
ひとおよ ちょうみん れんけい きょうどう ばめん たいおう じんけんきょういく けいはつ すいしん つと
人及び町民が連携、協働して、あらゆる場面に対応する人権教育・啓発の推進に努めます。

じんけんきょういく

人権教育について

さべつ みぬ さべつ たむ こうどうりょく じっせんりょく み とく
差別を見抜き差別に立ち向かうことのできる行動力・実践力を身につけられるよう取り組みます。

【場面】

しゅうがくぜん 就学前	がっこう 学校	かてい 家庭
ちいきしゃかい 地域社会	しょくば 職場	

じんけんけいはつ

人権啓発について

じんけん いぎ じんけんそんちょう じゅうようせい ただ にんしき も にちじょうせいかつ
人権の意義や人権尊重の重要性について正しい認識を持つとともに、日常生活に
たいと こうどう
おいて態度や行動にあられるよう取り組みます。

けいはつ ないよう 啓発の内容	じんけんもんだい たい ただ りかい にんしき 人権問題に対する正しい理解と認識 の促進	じんけんいしき こうよう 人権意識の高揚
	にちじょうせいかつ たいと こうどう 日常生活における態度や行動	
けいはつ ほうほう 啓発の方法	じんけん かん こうえんかい かいさい 人権に関する講演会の開催	はったつだんかい おう けいはつ 発達段階に応じた啓発
	ぐたいてき じれい かつよう けいはつ 具体的な事例を活用した啓発	じんけんけいはつぶつびんとう さくせい はいふ 人権啓発物品等の作成・配布
	ちいきこうりゅう つう けいはつ 地域交流を通じた啓発	

相談支援体制の充実

ちょうみん じんけん かん そうだん たいおう そうだんまどぐち せいび まちしょくいん たいおうのうりょくこうじょう つと
町民の人権に関するあらゆる相談に対応できるよう、相談窓口の整備と、町職員の対応能力向上に努
め、人権擁護委員や菊陽町社会福祉協議会等が実施する各種相談会との連携・協力を図り、迅速かつ的
かく たいおう たいせい とく
確に対応できる体制づくりに取り組みます。

きほんけいかく すいしん

「基本計画」の推進

推進体制

きくようまちじんけんきょういく けいはつすいしんほんぶ ちゅうしん かんけいかくか きんみつ れんけい だい きくようまちそうごうけいかく
「菊陽町人権教育・啓発推進本部」を中心に、関係各課と緊密な連携のもと、「第6期菊陽町総合計画」
およ かんけい まち こべつけいかく れんけい こうかてき しさく てんかい
及び関係する町の個別計画と連携し、効果的に施策を展開します。

また、国及び県をはじめ、人権に関わる民間団体や関係機関、地域における各種団体、町内の企業等と
れんけい さまさま してん もんだい ぶんせき ちょうみん じんけんいしき こうよう あんしん せいかつ じつげん めざ
連携して、様々な視点から問題を分析し、町民の人権意識の高揚と安心できる生活の実現を目指します。

「基本計画」の評価・見直し

きほんけいかく ひょうか みなお
5か年ごとに町民への意識調査及び中間目標での評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

熊本県菊陽町 人権教育・啓発課

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地
TEL/096-232-2111(代表) FAX/096-232-4923



【QRコード】

きくようまち
菊陽町ホームページ
きくようまちじんけんきょういく けいはつすいしんけいかく
(菊陽町人権教育・啓発基本計画
改訂版)について)